

## 第 14 号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出してください。
  - (1) 法人税法第 75 条の 2 第 5 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合（同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつたものとみなされた場合を含みます。）当該取消しの処分があつた日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
  - (2) 法人税法第 75 条の 2 第 7 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により同法第 75 条の 2 第 7 項の届出書を提出した場合（同条第 11 項第 4 号の規定により同条第 7 項の届出書を提出したものとみなされた場合を含みます。）当該届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
  - (3) 法人税法第 75 条の 2 第 11 項第 5 号又は第 6 号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があつた場合 当該失効があつた日の属する事業年度終了の日から 22 日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

「その延長の処分が取り消された

- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 その適用を受けることをやめた となつて  
その延長の処分が失効した」

いる箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消してください。

- 4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 25 第 3 項（法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）又は第 5 項（法第 72 条の 28 第 2 項並びに第 72 条の 29 第 2 項及び第 6 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。）により確定申告書（法第 72 条の 25 第 1 項、第 72 条の 28 第 1 項又は第 72 条の 29 第 1 項若しくは第 5 項の規定による申告書をいいます。）の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出してください。

- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の取りやめの届出」の欄中 「法第 72 条の 25 第 3 項  
法第 72 条の 25 第 5 項」 となっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消してください。

- 6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載してください。

- (1) 1 (1) の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 に規定する通算子法人をいいます。以下同じです。）
- (2) 1 (2) の場合 当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人
- (3) 1 (3) の場合 当該失効があつた通算子法人又は通算子法人であつた法人
- (4) 4 の場合 法第 72 条の 25 第 5 項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人に限ります。）